

平成28年2月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成28年2月10日 開会  
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成28年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成28年2月10日（水）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 議案第 1号 平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第 2号 平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合の広域連合長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第14 議案第11号 平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）

会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 15 議案第12号まで

出席議員 (30名)

1番	山本宏一君	2番	中塚隆君
3番	黒原章至君	4番	堀内和久君
5番	万賀幸雄君	6番	松本隆史君
7番	出水豊数君	8番	福田讓君
9番	石脇順治君	10番	田畑昭二君
11番	田代哲郎君	12番	東芝弘明君
13番	嶋田勇治君	14番	所順子君
16番	榎原淳奈君	17番	中山進君
18番	中西満寿美君	19番	清水正巳君
20番	玉置一郎君	21番	堀口晴生君
22番	田中昭彦君	23番	小畑貞夫君
24番	岡谷裕計君	25番	奥田誠君
26番	岡本克敏君	27番	荒尾典男君
28番	福田忠由君	29番	尾崎やよい君
30番	久保隆俊君	31番	沼谷美次君

欠席議員 (1名)

15番 松本典久君

説明のための出席者

広域連合長	田岡 実千年 君	副広域連合長	真砂 充敏 君
副広域連合長	奥田 貢 君	副広域連合長	中山 正隆 君
事務局長	富永 久 君	事務局次長	佐谷 博 君
総務課長	一岡 真成 君	業務課長	大浦 秀和 君
総務課 課長補佐	山澤 研一 君	総務課 課長補佐	畑野 隆 君
業務課 課長補佐	上西 敏文 君	業務課 課長補佐	北谷 寿崇 君
業務課 課長補佐	海堀 邦光 君		

事務局職員出席者

書記長	森本 光	書記	上西 公次
-----	------	----	-------

午後 1 時 00 分 開議

○議長 ただいまから、平成 28 年 2 月 10 日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど新しく広域連合議会議員に、太地町の福田忠由君、広川町の榎原淳奈君、有田市の万賀幸雄君、紀の川市の石脇順治君、北山村の久保隆俊君が選出されました。仮議席はただいま御着席の議席と指定します。

なお、湯浅町の松本典久君は都合により本日の会議を欠席する旨の報告がありました。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため発言を求められています。これを許可します。

○広域連合長 議長、番外。

○議長 はい、広域連合長 田岡実千年君。

○広域連合長 開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに 2 月定例会を招集さしていただきましたところ、ご多忙にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より本広域連合会に対しまして、大変なご尽力をいただいておりますこと重ねてお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、後期高齢者医療制度は平成 20 年度に創設され 8 年が経過しようとしております。和歌山県における平成 28 年度の被保険者数、医療費総額の見込みは、それぞれ約 15 万 5 千人、約 1,468 億円と試算をしております。今後団塊世代の方々が 2025 年には後期高齢者に到達されることから、医療規模は年々増加することになります。このようなことから、後期高齢者医療制度はこれから先の 10 年に向けて今以上に様々な課題に直面することになると思っておりますが、保険者として持続可能な医療保険制度の実現、ひいては高齢者の方々が安心して医療を受けられる環境の実現に向けて、精一杯取り組んで参る所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に本議会定例会におきましては、平成 28、29 年度の保険料率改定に伴う後期高齢者医療に関する条例の一部改正の他、平成 27 年度一般会計及び特別会計補正予算、平成 28 年度一般会計及び特別会計予算等の諸議案を上程いたしております。議員の皆様におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長 日程第 1、議席の指定を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長においてお手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において3番、黒原章至君、及び14番、所順子君を指名します。

次に、日程第3、会期決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔異議なしと言う人あり〕

○議長 はい。ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。書記長。

○書記長 ご報告いたします。平成28年1月27日付、和広第382号、平成28年1月29日付、和広第391号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成27年7月22日付、和広監第5号、同年8月24日付、和広監第7号、同年9月18日付、和広監第8号、同年10月22日付、和広監第9号、同年11月18日付、和広監第10号、同年12月25日付、和広監第11号、平成28年1月28日付、和広監第12号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 次に、日程第4、議案第1号、平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）から日程第15、議案第12号、平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）までの12件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長 議長、番外。

○議長 はい、広域連合長 田岡実千年君。

○広域連合長 それでは、ただ今上程されました諸議案につきまして、その概要を一括してご説明いたします。

まず議案第1号、議案第2号につきましては、平成27年度補正予算関係でございます。一般会計におきまして247万1千円、特別会計におきまして13億3,848万2千円をそれぞれ増額補正するものでございます。

続きまして、条例改正関係でございます。

議案第3号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、法改正に伴い情報公開条例等の条文の整備等を行うものでございます。

議案第4号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第5号、和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の一部改正等に伴い、条文の整備を行うものでございます。

議案第6号、和歌山県後期高齢者医療広域連合の広域連合長等の報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部を改正する条例につきましては、費用弁償の改正を行うものでございます。

議案第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、給与法の改正に伴う給料表及び手当の改正でございます。

議案第8号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、広域連合職員以外の者が広域連合の求めに応じて出張した場合に旅費を支給できるよう、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年度および平成29年度の保険料率等を定めるとともに、保険料の負担軽減措置の延長などについて所要の改正を行うものでございます。

議案第10号及び議案第11号は、平成28年度当初予算関係でございます。平成28年度の予算総額は、一般会計で2億114万7千円、特別会計で1,370億4,862万5千円でございます。

続きまして、追加で提出いたしました議案第12号は、平成27年度一般会計補正予算（第3号）でございます。人事院規則の一部改正に伴い、歳出予算のみを補正するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては慎重ご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長 番外。

○議長 次に、補足説明を許可します。事務局長 富永久君。

○事務局長 それでは補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の2ページをお開き願います。議案第1号、平成27年度一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ247万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,780万6千円とするものでございます。予算の内容につきましては、3ページに款項ごとに計上してございますが、歳入歳出予算事項別明細書により、目ごとにご説明させていただきます。

それでは、5ページをお開き願います。歳入でございます。第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金は、新規に247万1千円を計上してございます。補正の財源としては、市町村に分賦金の増額をお願いせず財政調整基金の取り崩しで対応するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費248万6千円の増額は、事務局の運営に要する経費の補正でございます。内訳といたしましては、職員手当等1万5千円の増額は、給与法改正に伴う勤勉手当の増加分でございます。旅費は不用額36万8千円の減額、需用費はコピー代の増加により消耗品費を47万4千円増額、委託料は条例改正の本数増加によりまして、例

規集管理システム運用委託料 36 万 5 千円を増額するものでございます。次に、使用料及び賃借料は、借り上げ不要となりました職員住宅の借料 108 万 9 千円の減額、備品購入費はパソコン等の購入費用として 52 万 2 千円の増額、負担金補助及び交付金は、派遣元に支出する職員の給与等負担金の決算見込みによりまして、256 万 7 千円を増額するものでございます。なお、補正予算給与費明細書につきましては、7 ページをご参照願います。6 ページにお戻り願います。第 6 款 予備費、第 1 項 予備費、第 1 目 予備費 1 万 5 千円の減額は、職員手当等の増額分を予備費から振り替えるものでございます。なお、予備費の補正後の金額の内、176 万 8 千円はすでに訴訟に係る弁護士委託料等に充用してございます。

次に議案第 2 号、平成 27 年度特別会計補正予算（第 2 号）でございます。10 ページをお開き願います。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 13 億 3,848 万 2 千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 1,383 億 8,795 万 4 千円とするものでございます。予算の内容につきましては、11 ページ及び 12 ページに款項ごとに計上してございますが、事項別明細書により目ごとにご説明させていただきます。

14 ページをお開き願います。歳入でございます。第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 市町村分賦金 1,697 万 8 千円の減額は、保険基盤安定制度負担金の確定によるものでございます。第 2 款 国庫支出金、第 1 項 国庫負担金、第 1 目 療養給付費負担金 3 億 6,683 万 4 千円の増額は、療養給付費の増加に伴う国の法定負担分の増額でございます。次の第 2 目 高額医療費負担金 1,368 万 6 千円の増額は、高額療養費の増加に伴う国の法定負担分の増額でございます。第 2 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 3 目 調整交付金 4 億 4,283 万円の増額は、療養給付費及び高額療養費の増加に伴う普通調整交付金の増額でございます。15 ページをお願いします。第 3 款 県支出金、第 1 項 県負担金、第 1 目 療養給付費負担金 1 億 2,227 万 8 千円の増額は、療養給付費の増加に伴う県の法定負担分の増額でございます。次の第 2 目 高額医療費負担金 1,368 万 6 千円の増額は、高額療養費の増加に伴う県の法定負担分の増額でございます。第 4 款 支払基金交付金、第 1 項 支払基金交付金、第 1 目 後期高齢者交付金 3 億 9,614 万 6 千円の増額は、療養給付費及び高額療養費の増加に伴う現役世代からの支援金の増額でございます。

16 ページをお開き願います。歳出でございます。第 1 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費 1,648 万 2 千円の増額は、国庫支出金等の返還に係る償還金利子及び割引料の増額でございます。内容は、平成 25 年度高額医療費負担金の再算定による国庫及び県費負担金の返還金と、平成 26 年度長寿・健康増進事業の確定に伴う特別調整交付金の返還金でございます。第 2 款 保険給付費、第 1 項 療養諸費、第 1 目 療養給付費 13 億 700 万円の増額は、決算見込みによる補正でございます。第 2 款 保険給付費、第 2 項 高額療養諸費、第 1 目 高額療養費 1,100 万円の増額も同じく決算見込みによる補正でございます。増額補正が必要となった理由につきましては、県内屈指の大



病院における院外処方箋への完全移行のほか、昨年認可されましたC型肝炎治療薬の影響などがございます。第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金400万円の増額は、拠出金の増加に伴う補正でございます。第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費は、目の金額に増減はありませんが、決算見込みによる補正といたしまして、健康診査委託料を250万円減額し、人間ドック等補助金を250万円増額するものがございます。

続きまして条例改正でございます。19ページをお開き願います。議案第3号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴う改正でございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。22ページをお開き願います。行政不服審査法の改正に伴う改正条例の整備といたしまして、第1条には情報公開条例の一部改正、第2条には個人情報保護条例の一部改正、第3条には情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正を規定してございます。まず第1条は、情報公開条例の一部改正でございます。目次におきまして「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求等」に改めてございます。これは、国民の利便性の向上等の観点から不服申立ての手続きが審査請求に一元化されることに対応した改正でございます。以下、本文中におきましても、法改正に伴う文言の整備といたしまして、「不服申立て」「不服申立人」「決定」等の用語を、「審査請求」「審査請求人」「裁決」等にそれぞれ改めるものがございます。また、第20条に第3項を追加し、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない事としてございます。これは、条例に特別の定めがある場合には、審査庁として情報公開・個人情報保護審査会が審理手続きを行うことから、審理員制度を適用除外としているものがございます。24ページをお開き願います。第2条は個人情報保護条例の一部改正でございます。第1条と同様に法改正に伴う文言の整備を行うとともに、先ほどご説明しました審理員制度を適用除外とするため、第33条に第3項を追加してございます。27ページをお開き願います。第3条は、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正で、第1条、第2条と同様に法改正に伴う文言の整備を行うものがございます。この条例の施行期日は平成28年4月1日でございます。なお、経過措置といたしまして、この条例施行の際現に改正前の行政不服審査法の規定に基づいてなされた開示決定等の不服申立てにつきましては、なお従前の例によるものとしてございます。

29ページをお開き願います。議案第4号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴う改正でございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。31ページをお開き願います。第1条におきまして、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めてございます。これは、地方公務員法の一部改正によりまして、第24条第2項

が削除され、同条第3項から第6項までが1項ずつ繰り上がることになるため、引用条項の整備を行うもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。

33 ページをお開き願います。議案第5号、和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第4号と同様に、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴う改正でございます。内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。35 ページをお開き願います。地方公務員法第58条の2第1項に規定する任命権者が報告しなければならない事項について、人事評価が追加され、勤務評定が削除されることとなります。そのため、条例第3条第7号中の「及び勤務成績の評定」を削除し、同条第2号以降を1号ずつ繰り下げ、第1号の次に第2号として職員の人事評価の状況を新たに追加するものでございます。また、議案第3号でのご説明と同様に、行政不服審査法の規定に基づく文言の整備を行うため、第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改めるもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。

37 ページをお開き願います。議案第6号、和歌山県後期高齢者医療広域連合の広域連合長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、費用弁償の支給に係る改正でございます。現行の条例では、費用弁償の支給は広域連合の会議及び広域連合議会の会議に出席する場合に限られており、嘱託職員の業務における出張等が対象とならないため、支給の対象とするよう改めるものでございます。内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。39 ページをお開き願います。第4条は、見出しを「旅費」から「費用弁償」に改め、本文中「支給する旅費」を「支給する費用弁償」に改めるものでございます。第5条は、見出しを「費用弁償」から「費用弁償の支給」に改め、本文につきましては、業務出張を支給対象とするため、第2条第3号から第8号までに掲げる者の費用弁償の支給方法については「一般職に属する職員の場合による」と改めるもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。

41 ページをお開き願います。議案第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年1月26日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条文の整備を行うため条例を改正するものでございます。この改正は2条で構成されておりまして、内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。47 ページをお開き願います。第1条関係では第24条第2項の勤勉手当の支給率を6月に「100分の75」、12月に「100分の85」に改め、別表を改正するものでございます。48 ページをお開き願います。この別表は行政職給料表でありまして、給与法改正に伴い改めるものでございます。54 ページをお開き願います。第2条関係では、第24条第2項中の勤勉手当の支給率を、「100分の80」に改めるものでございます。なお、附則におきまして、第1条は平成27年4月1日から適用し、改正後の給料表の適用を受ける場合は既に支給さ

れている給与は内払いとみなすと規定してございます。また、第2条は第1条で改正した勤勉手当の支給率を6月、12月ともに「100分の80」に改めるもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。

55 ページをお開き願います。議案第8号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員以外の者に対する支給の必要性が今後考えられることから、条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。57 ページをお開き願います。第1条の目的において、現行では支給対象を職員等と規定しています。この職員等とは常勤の職員等とございまして、職員以外の者に旅行を依頼した場合は支給の対象となりません。そのため、第1条の「職員等」を「職員及び職員以外の者」と改正し、また、旅費の支給要件を規定した第3条に、「職員以外の者が和歌山県後期高齢者医療広域連合の機関若しくはこれらに置かれる機関の依頼に応じ、公務のため旅行した場合には、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところにより、旅費を支給する」の1項を追加するものでございます。第4条は、職員以外の者に公務のため旅行を依頼する規定を追加するため、「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、58 ページをお開き願います。職員以外の者に対して旅行依頼をすることができるよう改正するものでございます。第5条は、文言の整備といたしまして「旅行命令」を「旅行命令等」に改めてございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第9号についてご説明申し上げます。59 ページをお開き願います。議案第9号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定に基づき、平成28年度及び平成29年度の保険料等を定めるとともに、政令改正に伴う均等割額軽減要件の見直し、国の財源措置延長に伴う保険料特例軽減措置の延長に関し、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。61 ページをお開き願います。まず、平成28年度及び平成29年度に係る保険料率等の改定でございます。第8条は所得割率を「100分の8.55」から「100分の8.93」に、第9条は均等割額を「4万4,730円」から「4万4,177円」に改めるものでございます。次に、第16条第1項第2号は、均等割額5割軽減の基準額算出に用いる基本額を「26万円」から「26万5千円」に改めるものでございます。第3号につきましては62 ページをお開き願います。こちらは、均等割額2割軽減の基準額算出に用いる基本額を「47万円」から「48万円」に改めるものでございます。続きまして、附則第30条から第32条まででございますが、これは平成28年度においても、国が現行と同様の保険料特例軽減に係る財源を予算措置したことに伴い、附則第31条において被用者保険の被扶養者であった方に係る均等割額の9割軽減を、附則第32条において所得の低い方に係る均等割額の8.5割軽減を実施するための規定を定めるとともに、附則第30条において平成28年度における賦課総額の算定にこれらの特例軽減を適用することについて規定する

もので、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、議案第 10 号及び第 11 号、平成 28 年度当初予算関係についてご説明いたします。

議案書の 66 ページをお開き願います。議案第 10 号は平成 28 年度一般会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 114 万円 7 千円と定めるとともに、一時借入金 の最高額を 2,000 万円と定めるものでございます。予算の内容につきましては、67 ページ及び 68 ページの第 1 表歳入歳出予算に款項ごとに計上してございますが、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明させていただきます。69 ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書 1 総括の歳入でございます。予算の概略につきまして、歳入合計は前年度比較で 18 億 5,662 万 3 千円の減額でございます。減額の主な要因は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取扱いの変更によるものでございます。同交付金は基金への積立が不要となったため、特別会計で直接受け入れするよう変更したものでございます。70 ページをお開き願います。歳出でございます。歳出につきましても、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取扱いの変更に伴い、民生費及び諸支出金を廃款としてございます。

それでは、予算の詳細について、目ごとにご説明させていただきます。71 ページをお開き願います、あ、お願いします。歳入でございます。第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 市町村分賦金 1 億 9,751 万 4 千円は、広域連合事務局派遣職員の人件費及び一般事務職経費を構成市町村に負担いただくものでございます。第 2 款 国庫支出金、第 1 項 国庫補助金、第 1 目 調整交付金 350 万 1 千円は、平成 28 年度から雇用する保健師 1 名について、長寿・健康増進事業に係る特別調整交付金を受け入れるものでございます。次の民生費国庫補助金は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取扱いの変更により、廃目とするものでございます。次に、第 3 款 財産収入、第 1 項 財産運用収入、第 1 目 利子及び配当金 6 万円は、財政調整基金の原資の運用利子でございます。72 ページをお開き願います。第 4 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 1 目 財政調整基金繰入金 1 千円は、科目存置でございます。次の後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取扱いの変更により、廃目とするものでございます。第 5 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金 1 千円及び、次の第 6 款 諸収入、第 1 項 預金利子、第 1 目 預金利子 1 千円は、科目存置でございます。第 6 款 諸収入、第 2 項 雑入、第 1 目 雑入 6 万 9 千円は、臨時職員及び嘱託職員の雇用保険料自己負担分等でございます。73 ページをお願いします。

続きまして歳出でございます。第 1 款 議会費、第 1 項 議会費、第 1 目 議会費 237 万 8 千円は、広域連合議会の運営に要する諸経費でございます。74 ページをお開き願います。第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費 1 億 9,787 万円は、派遣職員の人件費及び事務局の運営に要する諸経費でございます。なお、特別職及び一般職の給与費明細書につきましては、81 ページから 83 ページまでをご参照願います。

戻っていただきまして、74 ページをお開き願います。一般管理費の主なものをご説明させていただきます。第1節 報酬965万4千円は、平成28年度に新たに雇用する保健師1名、療養費適正化専門員1名の嘱託職員報酬を含めて計上してございます。保健師は、今年度で作成しましたデータヘルス計画に基づく保健事業を円滑に推進するため、また療養費適正化専門員は不正請求等に対応する経験者を確保するために雇用するものでございます。76 ページをお開き願います。第13節 委託料502万6千円は、今年度に提起された訴訟に係る弁護士への委託料、国から示されている統一的な基準による地方公会計に対応するための財務会計システム改修委託料等を計上してございます。第14節 使用料及び賃借料1,685万1千円は、事務局事務所の借上げ等に係る費用でございます。77 ページをお願いします。第18節 備品購入費773万6千円は、老朽化した電算室入退出管理システムの交換費用及び、地方公会計システム用機器の購入費用等を計上してございます。第19節 負担金補助及び交付金1億3,512万円は、派遣職員の給与等に係る費用でございます。第2目 公平委員会費4万1千円は、公平委員会の運営に要する諸経費でございます。第3目 財政調整基金費6万円は、財政調整基金の運用利子を、基金に積み立てるものでございます。78 ページをお開き願います。第2款 総務費、第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費6万5千円は、選挙管理委員会事務に要する諸経費、第2目 広域連合長選挙費9千円は、広域連合長選挙に要する諸経費、第3目 広域連合議会議員選挙費7千円は、広域連合議会議員選挙に要する諸経費でございます。79 ページをお願いします。第2款 総務費、第3項 監査委員会費、第1目 監査委員費16万7千円は、監査事務執行に要する諸経費でございます。第3款 公債費、第1項 公債費、第1目 利子5万円は、一時借入金利子を計上してございます。第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費につきましては50万円を計上してございます。80 ページをお開き願います。民生費及び諸支出金は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取扱いの変更により廃款とするものでございます。

続きまして、86 ページをお開き願います。議案第11号、平成28年度特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,370億4,862万5千円と定めるとともに、一時借入金の借入れ最高額を100億円と定めるものでございます。また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものでございます。予算の内容につきましては、87 ページから90 ページに、第1表 歳入歳出予算として款項ごとに計上してございますが、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。91 ページをお開き願います。まず、予算の概略でございます。歳入歳出予算事項別明細書1 総括の歳入でございます。前年度と比較いたしまして、42億2,278万4千円の増額となっております。この主な要因は、被保険者数及び1人当たり医療給付費の増加等に伴う保険給付費等の増加により、第1款 分担金及び負担金から第4款 支払基金交付金までの定率負担分等が増加となったものでございます。92 ペ

ージをお開き願います。歳出でございます。前年度と比較して42億2,278万4千円の増額となっております。主なものといたしましては、第1款 総務費で2,242万3千円の増額、第2款 保険給付費で42億3,713万4千円の増額、第4款 保健事業費で2,250万9千円の増額となっております。また財政安定化基金拠出金は、平成28年度及び平成29年度において拠出金が不要となることから、廃款とするものでございます。続きまして、予算内容の詳細につきまして目ごとにご説明いたします。

93ページをお開き願います。まず歳入でございます。第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金223億6,540万1千円は、一般事務経費の負担分である事務費分賦金として4億4,077万8千円、市町村が徴収する保険料である保険料等負担金として79億2,810万3千円、医療費に係る市町村の法定負担分である療養給付費負担金として109億2,841万円、均等割保険料の軽減に対する財源補填分である保険基盤安定制度負担金として30億6,811万円をそれぞれ市町村に負担いただくものでございます。94ページをお開き願います。第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金327億8,523万2千円は、医療費に係る国の法定負担分で、第2目 高額医療費負担金4億9,728万1千円は、1件80万円を超える高額な医療費の保険料相当分の4分の1を国が負担するものでございます。第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 健康診査事業費補助金5,046万2千円は、健康診査事業に対して交付されるものでございますが、平成28年度からは、医科健康診査に加えて、新たに歯科健康診査を交付の対象としているものでございます。第2目 特別高額医療費共同事業補助金953万1千円は、特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金でございます。第3目 調整交付金126億5,688万8千円は、広域連合間における被保険者の所得格差の不均衡是正を図る目的で交付を受ける普通調整交付金、及び保健事業を充実させるために交付を受ける特別調整交付金でございます。第4目 医療費適正化等推進事業費補助金164万2千円は、後発医薬品いわゆるジェネリック医薬品の普及促進事業、及び重複・頻回受診者等への訪問指導事業に対して交付を受けるものでございます。第5目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金9億6,497万6千円は、保険料軽減等の特例措置に伴う財源でありまして、一般会計でご説明しましたとおり、特別会計で直接受け入れするものでございます。第6目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金167万4千円は、新規科目で、マイナンバー制度に対応するための情報連携システム導入に伴う初期費用について国の補助を受けるものでございます。95ページをお願いします。第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金109億2,841万円は、医療費に係る県の法定負担分で、第2目 高額医療費負担金4億9,728万1千円は、1件80万円を超える高額な医療費の保険料相当分の4分の1を県が負担するものでございます。第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金549億5,348万6千円は、現役世代からの保険給付に係る支援金でございます。第5款 共同事業交付金、第1項 共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交

付金 2,783 万 7 千円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同負担し、広域連合の財政負担を軽減させるため交付されるものでございます。96 ページをお開き願います。第 6 款 財産収入、第 1 項 財産運用収入、第 1 目 利子及び配当金 63 万円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資の運用利子及び歳計現金の運用利子でございます。第 7 款 繰入金、第 1 項 繰入金、第 1 目 基金繰入金 10 億 9,781 万 8 千円は、保険料率抑制のために平成 28 年度に必要な財源を、後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れるものでございます。次の一般会計繰入金は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取扱いの変更により廃目としております。第 8 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金は科目存置として 1 千円を計上してございます。97 ページをお願いします。第 9 款 諸収入、第 1 項 延滞金、加算金及び過料、第 1 目 延滞金 1 千円、及び次の第 2 目 加算金 1 千円は、科目存置でございます。第 9 款 諸収入、第 2 項 預金利子、第 1 目 預金利子 1 千円は、歳計現金の預金利子を科目存置として計上してございます。第 9 款 諸収入、第 3 項 雑入、第 1 目 第三者納付金 1 億 6,513 万 2 千円は、交通事故等における保険給付について、過失割合に応じて加害者から納付していただくものでございます。第 2 目 返納金 4,493 万 9 千円は、不正不当利得の返納金でございます。第 3 目 雑入には、科目存置として、1 千円を計上してございます。

98 ページをお開き願います。歳出でございます。第 1 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費 4 億 4,366 万 7 千円は、被保険者の資格管理や保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費でございます。主なものは、第 13 節 委託料で、電子計算機システム運用委託料、保険給付に係るレセプト点検委託料、99 ページに移りまして、レセプトの電子データの保管を行う画像処理業務委託料、レセプトの資格・給付確認並びに統計資料作成等を行う保険者事務執行業務委託料、新規事業としてマイナンバー情報連携システム導入委託料などに計 3 億 3,685 万 7 千円を計上し、第 14 節 材料及び賃借料で、電算処理の標準システム及び市町村に配置した電子計算機器等の借上料等といたしまして 5,902 万 7 千円を計上してございます。100 ページをお開き願います。第 1 款 総務費、第 2 項 賦課徴収費、第 1 目 賦課徴収費 32 万 9 千円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費でございます。第 2 款 保険給付費、第 1 項 療養諸費、第 1 目 療養給付費 1,323 億 6,200 万円は、医科、歯科、調剤、入院食事・生活療養費、及び訪問看護に係る保険給付でございます。第 2 目 療養費 19 億 6,000 万円は、一般診療、補装具、柔道整復、鍼灸、あんま、マッサージ等に係る保険給付でございます。第 3 目 審査支払手数料 3 億 1,549 万円は、レセプトの審査及び医療機関への支払業務の委託に伴う手数料でございます。101 ページをお願いします。第 2 款 保険給付費、第 2 項 高額療養諸費、第 1 目 高額療養費 11 億 3,900 万円は、医療費の支払額が高額となり一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、第 2 目 高額介護合算療養費 1 億 6,000 万円は、1 年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。第

2 款 保険給付費、第 3 項 葬祭諸費、第 1 目 葬祭費 2 億 9,601 万円は、被保険者の死亡に伴い、定額 3 万円の保険給付を行うものでございます。第 2 款 保険給付費、第 4 項 その他医療費、第 1 目 その他医療費 50 万円は、災害で被災された方等の一部負担金等減免給付金でございます。102 ページをお開き願います。第 3 款 特別高額医療費共同事業拠出金、第 1 項 特別高額医療費共同事業拠出金、第 1 目 特別高額医療費共同事業拠出金 3,993 万 5 千円は、著しく高額な医療費に全国の広域連合が共同で取り組む事業に拠出するものでございます。またその事務費として、第 2 目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 8 万 4 千円を計上してございます。第 4 款 保健事業費、第 1 項 健康保持増進事業費、第 1 目 健康診査費 2 億 9,630 万 9 千円は、被保険者の健康の保持増進と健康意識の高揚を図るために要する諸経費でございます。主なものは、第 13 節 委託料で、健康診査実施医療機関への健診及び受診者データの管理を委託するための経費等として 2 億 3,200 万 9 千円を計上してございます。なお、健康診査委託料として、平成 28 年度からは新たに、75 歳、80 歳、85 歳及び 90 歳以上の被保険者を対象とした歯科健康診査の経費を計上してございます。また、第 19 節 負担金補助及び交付金には、ドック健診事業補助金 3,500 万円を計上してございます。103 ページをお願いします。第 5 款 基金積立金、第 1 項 基金積立金、第 1 目 後期高齢者医療給付費準備基金積立金 60 万円は、同基金の運用益を積み立てるものでございます。第 6 款 公債費、第 1 項 公債費、第 1 目 利子 300 万円は、一時借入金の利子でございます。第 7 款 諸支出金、第 1 項 償還金及び還付加算金、第 1 目 保険料還付金 1,100 万円は、過年度分保険料についての過誤納に伴う還付金として、市町村に交付するものでございます。第 2 目 償還金には、科目存置として 1 千円を計上してございます。第 3 目 還付加算金は 70 万円を計上してございます。104 ページをお開き願います。第 8 款 予備費、第 1 項 予備費、第 1 目 予備費につきましては、前年度と同じく 2,000 万円を計上してございます。次の財政安定化基金は、後期高齢者医療制度の保険料徴収率の低下や医療費の急増による財源不足に備えるため、和歌山県に設置されている基金であります。平成 28 年度は拠出を必要としないことから、廃款とするものでございます。

続きまして、議案 12 号についてご説明いたします。議案書（その 2）の 2 ページをお開き願います。議案第 12 号は、平成 27 年度一般会計補正予算（第 3 号）でございます。内容は、平成 28 年 1 月 26 日付け人事院規則の一部改正に伴い職員手当等を改正するもので、歳出のみを補正するものでございます。予算の内容につきましては、3 ページに款項ごとに計上してございますが、歳入歳出予算事項別明細書により目ごとにご説明させていただきます。

それでは、5 ページをお開き願います。第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費 61 万 2 千円の増額は、職員手当等の増額でございます。内訳といたしましては、人事院規則で地域手当の支給割合が、現行の 4%から平成 27 年 4 月 1 日に遡及して 5%に変更されたことに伴い、地域手当を 45 万 3 千円増額してございます。また、



期末勤勉手当への影響分といたしまして、期末手当を9万8千円、勤勉手当を6万1千円、それぞれ増額するものでございます。なお、一般職の給与費明細書につきましては、6ページをご参照願います。5ページにお戻り願ひまして、第6款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費61万2千円の減額は、職員手当等の増額分を予備費から振り替えるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。慎重ご審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。ここでしばらく休憩いたします。再開は14時10分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

〔午後1時59分休憩〕

〔午後2時10分再開〕

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま議題となっている12件のうち、まず、日程第4、議案第1号、平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 はい、11番です。先ほどの事務局からの説明で、6ページ、歳出の総務管理費、同じく1項 総務費、1目 総務管理で248万6千円の補正になってます。で、その14節 材料及び賃貸料費で、108万9千円の減額補正になってる件について質問通告をしていたんですが、先ほどまあ、不要になった家屋、職員住宅を返済したんだということで説明はありましたが、で、一応しかしあの、そのもう少し詳しい経緯についてご説明願えればと思います。以上です。

○議長 はい、当局より答弁願います。

○事務局長 番外。

○議長 事務局長 富永久君。

○事務局長 11番、田代議員の質疑にお答えします。議案第11号、平成27年度一般会計補正予算第2号について、家屋借料の減額理由は何かとのご質問でございます。職員住宅借料は、当初予算におきまして派遣元市町から距離等を勘案し必要数を見込んでございますが、派遣される職員の居所や通勤事情等により不要となる場合がございます。平成27年度におきましては1戸分を減額するものでございます。以上でございます。

○議長 はい。

いいですか。

○田代議員 はい。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なしと言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。これより、議案第1号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 はい。起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5、議案第2号、平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 はい、11番。議案書の17ページ、歳出の5款 保健事業費、1項 健康維持増進事業費で、1目が健康診査費で、13節 委託料 健康診査委託料が250万の減額になっております。で、19節 負担金補助及び交付金が250万の計上になっております。ちょうど、まあ入れ替えた形になってるんですけど、これが人間ドッグ補助金です。で、この補正について説明を、もう少し詳しい説明をお願いします。

○議長 はい、当局より答弁をお願いします。事務局長 富永久君。

○事務局長 11番、田代議員の質疑にお答えします。議案第2号、特別会計補正予算について、健康診査委託料を減額し人間ドッグ補助金を増額する理由は何かとのご質問でございます。今回補正を行います健康診査の心電図等の追加項目診査費用及び人間ドッグ補助金事業につきましては、どちらも国からの特別調整交付金を財源としています。特別調整交付金は被保険者数を元に上限額が定められており、被保険者数10万人から20万人未満の区分に該当する当広域連合は、4千万円の枠内で両事業の計画を立てております。今回、健康診査委託料の健診追加診査分につきましては、受診状況を精査したところ、当初見込みを下回る見込みとなったことから減額し、人間ドッグ補助金につきましては市町村の要望状況を精査し増額としたもので、交付金枠を有効に活用することとしたものでございます。以上でございます。

○議長 いいでしょうか。

○田代議員 はい。

○議長 はい、田代君。

○田代議員 要するに、健康診査委託料で健康診査の受診状況が少し減ってるというか、思うとおり伸びていないと。で、各市町村の人間ドッグ補助金についての意向を聞いて、人間ドッグの方へ、その、お金を回したんだと、こういうことでよろしいでしょうか。

○議長 はい、答弁願います。

はい、事務局長 富永久君。

○事務局長 再質疑にお答えします。ただ今、田代議員がおっしゃられたとおりでございます。以上です。

○議長 はい。

はい、再再質疑。11 番、田代哲郎君。

○田代議員 平成 26 年度の実績として、データヘルス計画にのっているのは、人間ドッグ及び脳ドッグ健康事業、実施している市町村は、平成 26 年度実績では 20 市町村というふうになっております。で、まあ、その後伸びているかどうかはわかりませんが、現在でもまあ、実施していない市町村もあるというふうに聞き及びますが、実施して、人間ドッグ及び脳ドッグに市町村として単独補助をしてない市町村については、現在どんなアプローチをされているのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長 はい、答弁願います。

○事務局長 番外。

○議長 はい、事務局長 富永久君。

○事務局長 人間ドッグの補助事業につきましては、平成 27 年度におきましては 22 の市町村で実施してございます。目標としては来年度 23 自治体をめざしてございますが、我々、幹事会、広域連合では年 3 回の幹事会、各市町村との幹事会を開催してございまして、その際に、その補助事業の対象を広く求めるよう要望を、というかお願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長 はい。以上で田代君の質疑は終わります。

次に、12 番、東芝弘明君。

○東芝議員 2 点お尋ねします。1 つは 16 ページの療養給付費の件ですが、13 億 700 万円伸びたと。伸びた要因が、院外処方との関係と C 型肝炎ということですが、この点についてはこの内訳も含めてご説明をいただきたいということと、この、これが決算見込みになると思いますので、決算ベースで言えばこの療養給付費については前年度の決算と比較してどれぐらいの伸びを示すのかご説明下さい。

それと、健康診査にかかわって 17 ページですが、この 250 万円の減額ということですが、健康診査の実績はどれぐらいの受診率を示すことになるのかご説明下さい。

○議長 はい。当局より、答弁をお願いします。

○事務局長 番外。

○議長 はい、事務局長 富永久君。

○事務局長 12 番、東芝議員の質疑にお答えします。まず、院外処方につきましては、全体の見込み、毎月ですね、日赤分だけとしてのとらえ方ではないんですが、こう直近の診療分の調剤の増額を見ますと、約毎月 3 億から 4 億円の増額を見込んでおりますので、年間ベースになおしますと、約 50 億が増額するものと見込んでございます。また C 型肝炎につきましては、12 週に続けて錠剤を服用するというところで、2 種類あるわけですが、500 万から 600 万円、その中で支出するということになります。

それから、保健事業について、250 万円の減額につきましては、先ほども田代議員のご質疑に答弁しましたとおり、健康診査事業における追加項目分について、追加項目の件数が少ないということで 250 万円を軽減するもので、当初の見込みを 1 億 9 千、あ違

う、19億8千、1億9,878万7千円から1億9,628万7千円と見込んでいるものでございます。以上でございます。

○議長 はい。再質疑ありますか。

答弁漏れありますか。具体的にちょっと言って下さい。

○東芝議員 この1点目はですね、この13億700万円の伸びについて、決算ベースで比較したらいったいどれぐらいの伸びを示すのかっていうのもあわせて聞きました。

それと、少し答弁がずれてしまいましたのが、この13億700万円のこの伸びた内訳についてのご説明もしていただければありがたいです。

それと、健康診査の方も答弁がなかったのは、受診率が、これも決算見込みということで、どれだけになるのかというのでも聞かせていただきました。以上です。

○議長 はい。

答弁できますか。

○業務課長 議長、番外。

○議長 はい、業務課長 大浦秀和君

○業務課長 12番、東芝議員のご質問にお答えいたします。平成27年度健康診査の受診率見込みですが、受診者を被保険者数で割った受診率は、現在のところ12%を見込んでおります。以上でございます。

○議長 その場で休憩いたします。

[午後2時26分休憩]

[午後2時28分再開]

○議長 会議を再開いたします。答弁をお願いします。

○総務課長 議長、番外。

○議長 総務課長 一岡真成君。

○総務課長 12番、東芝議員の再質疑にお答えいたします。まず伸びの内訳ということなんですけども、この積算にあたりましては、平成27年度の1人あたりの医療費から積算しております、内訳ごとの積算しておりませんので、今すぐにお答えすることができません。

それから、全体の決算額の見込みなんですけれども、先ほど60億円とお答えしましたけども、もう少し細かく言いますと55億円程度と考えております。伸び率にしましては4.38%となっております。以上でございます。

○議長 はい。はい、再質疑ありますか。

○東芝議員 はい、議長。

○議長 はい。東芝弘明君。

○東芝議員 療養給付費の件はわかりました。この健康診査の関係ですけれども、この12%の伸びを見込んでいるということですが、予算を組む時に目標設定されたと思うんです。それで、その設定された目標との関係で、この12%というのがどうなったのか

ということと、決算ベースで言いましたら、前年度の決算との比較でこの 12%というのはどういう位置を占めてるのかご説明下さい。

○議長 はい、答弁願います。

○業務課長 議長、番外。

○議長 業務課長 大浦秀和君。

○業務課長 12 番、東芝議員のご質問にお答えいたします。平成 27 年度予算見込みでは、受診者数の見込みを約 2 万 5 千人と見込んでおりましたが、現在の 27 年度の見込みは約 1 万 8 千人、受診者を被保険者で割った受診率は約 12%となって、当初見込みより落ちていると、そういう状況でございます。以上でございます。

○議長 はい。はい、再々質疑はありますか。

○東芝議員 はい。

○議長 ないようですので、以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[討論なしと言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第 2 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 はい。起立全員であります。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 6、議案第 3 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑・討論・採決を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。11 番、田代哲郎君。

○田代議員 これもあの説明があったので、くどく事はもうしないのですが、もう一度きかせてほしいと思うのは、「第 1 項の審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項の規定は、適応しない。」という条文の文言がそれぞれの改正案に出てきます。で、この条文の文言についてもう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長 はい、当局より、答弁をお願いします。事務局長 富永久君。

○事務局長 11 番、田代議員の質疑にお答えします。行政不服審査法の整備条例について、行政不服審査法第 9 条第 1 項の規定について詳細に理由を述べよとのご質問でございます。行政不服審査法第 9 条第 1 項は、審理員に関する規定でございます。審理員とは診査請求の対象となる処分に関与していない職員が、審査請求にかかる審理手続きを行い、意見書を作成する役割を担いますが、当広域連合で想定される公開情報条例、個人情報保護条例に係る開示決定等についての審査請求があった場合、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとなっております、改めて行政不服審査法

に規定される他の第三者機関への諮問を必要といたしません。このことから、意見書を作成する必要もないため審理員の指名を適用除外とするものでございます。以上でございます。

○議長 はい。

以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありませんか。

[討論なしと言う人あり]

○議長 はい。討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第3号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 はい。起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第4号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑・討論・採決を行います。質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[討論なしと言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 はい。起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第5号、和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての質疑・討論・採決を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案について質疑します。中に現行第6号で削られる「勤務成績の評定」と、改正案第2号として加えられる「人事評価の状況」で意味の違いがあるのか、文言の違いだけなのか、その点についてお伺いします。

○議長 はい、当局より、答弁をお願いします。

○事務局長 番外。

○議長 はい、事務局長 富永久君。

○事務局長 11番、田代議員の質疑にお答えします。人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するについて、「勤務成績の評定」と「人事評価」の違い

はとのご質問でございます。能力及び実績による人事管理の徹底をはかるため、これまでの勤務評定制度にかえ、人事評価制度の導入を義務付ける地方公務員法の一部改正が本年4月1日から施行されます。人事評価制度は現行の勤務成績の評定と違い、評価基準の明示の他、面談の実施や評価結果の開示など、客観性、透明性を高めた制度となっています。また、評価結果に基づく指導、助言等を通じて、個々の職員の強み、弱みを把握し、能力開発を促進するなど、人材育成等に活用するものでございます。以上でございます。

○議長 はい。

以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありませんか。

[討論なしと言う人あり]

○議長 はい。討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第5号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 はい。起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第6号、和歌山県後期高齢者医療広域連合の広域連合長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑・討論・採決を行います。質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[討論なしと言う人あり]

○議長 はい、討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第6号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑・討論・採決を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、東芝弘明君。

○東芝議員 はい、12番。今回の職員の給与等に関する改正によって全体で結構でございますので支給額がどうなるのかご説明下さい。

○議長 当局より、答弁をお願いします。事務局長 富永久君。

○事務局長 12番、東芝議員の質疑にお答えします。職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、今回の改正によって金額は、支給額はどうかとのご

質問でございます。広域連合職員の給与費は派遣元の各市町の協定によりまして広域連合が支払うとした一部手当を除き、派遣元から職員に支給されております。また派遣元が支払った給与費につきましては、広域連合が、派遣職員給与等負担金として、派遣元市町に支払う仕組みとなっております。この度の条例改正は、給与法の改正に伴い、勤勉手当の支給率を年間 0.1、1 か月分引き上げることにもない、引き上げるとともに給料表の水準を引き上げるものでございます。当広域連合では、給与条例で勤務手当の基礎となる額は、給料の月額及び地域手当の月額の合算額となりますので、地域手当加算分の差額を職員に支給するものであります。支給額といたしましては、対象となる 11 名で合計 1 万 5 千円でございます。以上でございます。

○議長 はい。再質疑。

以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[討論なしと言う人あり]

○議長 はい。討論なしと認めます。よって討論を終結します。

これより、議案第 7 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 はい。起立全員であります。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 11、議案第 8 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑・討論・採決を行います。質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[討論なしと言う人あり]

○議長 はい。討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第 8 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 はい。起立全員であります。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 12、議案第 9 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑・討論・採決を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12 番、東芝弘明君。

○東芝議員 はい、12 番。今回の条例改正によって保険料が 76%以上の方が据え置かないし減額となったということでございますが、お尋ねをしたいのは、2 割軽減と 5 割軽減の対象が拡大されましたので、どういうふうに対象者が変化するかご説明下さ



い。

○議長 はい、答弁願います。

○事務局長 番外。

○議長 はい、事務局長 富永久君。

○事務局長 12 番、東芝議員の質疑にお答えします。議案 9 号、後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、2 割軽減と 5 割軽減の対象者はどのようにかわるか、とのご質問でございます。今回の 2 割軽減及び 5 割軽減に係る改正は、軽減対象の上限額を定める際に、世帯の被保険者数に乗じる金額を 5 割軽減で現行の 26 万円から 26 万 5 千円に、2 割軽減で現行の 47 万円から 48 万円にそれぞれ増額し、軽減適用範囲を拡大するものでございます。改正の影響につきましては、平成 28 年度賦課見込みを用いたシュミレーションをしましたところ、2 割軽減対象者は 1 万 2,489 人から 1 万 2,790 人に、5 割軽減対象者は 1 万 3,600 人から 1 万 3,888 人にそれぞれ増加する見込みです。内訳は軽減非該当から新たに 2 割軽減に該当する被保険者が 589 人、2 割軽減から 5 割軽減に移行する被保険者は 288 人で、合計しますと 887 人の被保険者に影響があるものと見込んでございます。以上でございます。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[討論なしと言う人あり]

○議長 はい。討論なしと認めます。よって、討論を終結します。これより、議案第 9 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 はい。起立全員であります。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 13、議案第 10 号、平成 28 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の質疑・討論・採決を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。11 番、田代哲郎君。

○田代議員 平成 28 年度和歌山県後期高齢者広域連合当初予算について質疑いたします。一般会計の歳出、75 ページです。2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、7 節の賃金です。7 節 賃金で臨時職員賃金 356 万 3 千円の計上になっております。臨時職員の、まあ嘱託として保健師も採用するという話もあったんですが、臨時職員の職種と何名雇用なのか答弁をお願いします。

それから 18 節にうつります。77 ページです。備品購入費で、機械器具費 685 万 1 千円の計上で、先ほどこれも説明があったと思いますが、今一度お願いします。購入予定の品目と購入予定数についての説明をお願いいたします。以上です。

○議長 はい。当局より、答弁をお願いします。

○事務局長 番外。

○議長 はい、事務局長 富永久君。

○事務局長 11 番、田代議員の質疑にお答えします。議案第 10 号、平成 28 年度一般会計予算について 2 点ございます。まず 1 点目、臨時職員の職種と何名を雇用する予定なのかとのご質問です。現在、事務の補助、文書整理等の業務内容に携わる一般事務職員として 2 名を雇用しており、平成 28 年度につきましても同じく 2 名の雇用を予定してございます。

次に、機械器具費における購入予定品目と購入予定数はとのご質問でございます。先ほど補足説明でもご説明申し上げましたとおり、老朽化したシステムとの入れ替えを行う電算室入退室管理システム一式、それから国の示す統一的な基準により全国の自治体で対応する必要となる地方公会計システム用機器一式でございます。以上でございます。

○議長 はい。再質疑ありますか。

はい、田代君。

○田代議員 備品購入でまあ 685 万 1 千円というのは、普通の自治体にとってもかなり高額な備品の購入だと思うんで、システムの入替えと電算シ、更改の、この辺がちょっともう少しわかりやすく説明していただければありがたいんですが。

○議長 はい、当局より、答弁をお願いします。

はい、事務局長 富永久君。

○事務局長 田代議員の再質疑にお答えします。備品購入費について、もう少し詳細をとということでございます。まず、ひとつは入退室管理システムを導入することに予定してございます。これは、情報セキュリティの向上、マイナンバー制度を含めた個人情報保護強化の観点から、現在の入退、サーバー室にある入退室管理システムが、まあ老朽化していることにともないまして、静脈認証装置を備えた制御システムを新たに導入するものでございまして、予定金額といたしましては 298 万 6 千円を予定してございます。

次に地方公会計システムの導入でございます。これは国から示された統一的な基準で複式簿記の導入等、財務処理の作成を行う必要がございます。予算といたしましては、総額で 386 万 5 千円を予定してございます。以上でございます。

○議長 はい。再々質疑ありますか。

次に 12 番、東芝弘明君。

○東芝議員 はい。12 番です。雇用する保健師についてなんですけども、人件費総額がいくらになるのかということと、雇用の形態、それから勤務の形態、それからこの保健師の雇用によってどのような事業を展開する予定なのか、ご説明下さい。

○議長 はい、当局より、答弁をお願いします。事務局長 富永久君。

○事務局長 12 番、東芝議員の質疑にお答えします。保健師につきましては嘱託職員として 1 名を雇用し、データヘルス計画に基づく保健事業等を円滑に推進するために雇用するもので、専門的な立場から医療費等の分析、それから市町村等々の連絡調整な

どを行う予定としてございます。なお、報酬は月額 23 万円を予定してございまして、年間 276 万円になるものと予定してございます。以上でございます。

○議長 はい。

はい、再質疑。東芝君。

○東芝議員 はい。1 日この 8 時間、7 時間 45 分ですか。7 時間 45 分の勤務でフル雇用と言うことになりますか。

それと、このデータヘルス計画に基づいて分析を行うということと、各市町村との連絡調整ということですが、この連絡調整の中にはどういう事業が入ってくるのか、保健師 1 名の雇用によって、何を実現しようとしているのか、ご説明下さい。

○議長 はい、当局より、答弁をお願いします。事務局長 富永久君。

○事務局長 12 番、東芝議員の再質疑にお答えします。まず雇用時間ではありますが、現在のところ 7 時間、1 日 7 時間でフルに雇用するという事で予定してございます。

それから、市町村との連絡調整について何を行うのかということでございます。これにつきましては、昨年 7 月の議会でも答弁しましたとおり、保健事業について当広域連合と各市町村の連携がうまくいっていない部分等もございます。そういった観点から、当然保健事業に携わる担当者はいるものの、保健師として専門的な立場から市町村の保健師等と協議を考えているものでございます。以上でございます。

○議長 はい。

以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありませんか。

[討論なしと言う人あり]

○議長 はい、討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第 10 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立多数であります。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 14、議案第 11 号、平成 28 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算の質疑・討論・採決を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。11 番、田代哲郎君。

○田代議員 それでは、特別会計の当初予算について質疑させていただきます。93 ページ、歳入の分担金及び負担金、1 款 分担金及び負担金です。1 項 分担金、1 目 市町村分賦金、2 節 保険料等負担金 79 億 2,810 万 3 千円となっております。現年度分 76 億 1,128 万 8 千円、過年度分が 3 億 1,681 万 5 千円です。平成 27 年度の予算では、79 億 4,009 万円ということだったと記憶しております。で、お伺いしたいのは、被保険者数の対前年度伸びを 2.14%と見込んでいるのに、前年度並みの計上になっている理由

についてお聞かせ下さい。

歳出にうつります。100 ページです。100 ページで 2 款 保険給付費の 1 項 療養諸費、療養給付費 1,323 万 6,200 万円の計上になってます。これが平成 27 年度の計上は 1,281 億 5,400 万円であったと記憶してます。対前年度比較で 42 億 800 万円ということです。ひとつその、療養給付費で対前年度比較 42 億 800 万円を計上した、これだけ伸びるということで計上した根拠についての説明をお願いします。

次、102 ページで保健事業費、4 款です。1 項 健康保持増進事業、1 目 健康診査費 2 億 9,630 万、でいいんかな。2 億 9,600 やな。2 億 9,630 万 9 千円の計上です。で、前年度 2 億 7,380 万円の計上だと記憶しております。対前年度比で 2,250 万 9 千円です。13 節 委託料、22 億 3,200 万 9 千円ということで、26 年度決算では委託料は 5,035 万 2,582 円の不用額を計上してます。データヘルス計画では、平成 28 年度は 13% の受診率を目標にしているということですが、基本健診項目を今より増やして、受診勧奨等を実施する考えはないのかお伺いいたします。以上です。

○議長 はい。当局より、答弁願います。

○事務局長 番外。

○議長 事務局長 富永久君。

○事務局長 11 番、田代議員の質疑にお答えします。議案第 11 号、平成 28 年度和歌山県後期高齢者広域連合特別会計予算について 3 点ございます。

まず、1 点目の被保険者数の伸び率を 2.14% と見込んでいるのに、前年度並みの計上になっている理由についてです。予算案の保険料等負担金の算定は、市町村が当該年度の 3 月末までに収納する保険料等を広域連合に納入いただく見込みを計上したもので、被保険者数や所得の見込みを反映させた賦課見込みを元に収納のタイミングや現年度分の特別徴収分及び普通調整分の割合、過年度分及び滞納繰越分、また延滞金も考慮し、計上しています。よって被保険者数の伸びの影響は、負担金の予算に直ちに 100% 現れるものではございません。平成 28 年度の予算につきましては、被保険者数は増加するものの、1 人当たり保険料額が下がる見込みであることなども影響し、結果としてほぼ前年度並みの金額を計上したものでございます。

次に、2 点目の療養給付費で対前年度比較 42 億 800 円を計上した根拠はとのご質問です。療養給付費の計上にあたりましては、被保険者数の増加および直近 5 年間の医療給付費の伸び率、平成 28 年度診療報酬改定医療費等を勘案した対前年度伸び率により算定した結果、42 億 800 万円の増額となったものでございます。

最後に 3 点目、基本健康項目を増やして受診勧奨を実施する考えはないのかとのご質問です。現在当広域連合で実施しております健康診査につきましては、国の補助金交付要綱に定められている健康項目に合わせて基本項目と医師が必要と判断した場合に行う追加項目で実施しています。健康診査のありかたにつきましては、平成 26 年 11 月に開催された国の社会保障審議会医療保険部会において、高齢者の特性をふまえた内容に

さらに見直すべきとの意見が出されており、現在、専門家による検討が始まっているとお聞きしています。当広域連合といたしましては受診率の向上等に努めるとともに、財源の確保等を考慮しながら、国や他の広域連合等との動向に注視し、対応に遅れが生じないように取り組んで参りたいと考えてございます。以上でございます。

○議長 再質疑ありますか。

はい、田代哲郎君。

○田代議員 1 款の分担金及び負担金ですが、まあ、被保険者数の伸びがそのまま、分担金等に反映してくるのではないということですが、被保険者数の推移というのは和歌山県の場合、各市町村毎のバラツキというのはあるのでしょうか。まあ一般的には伸びるということですが、市町村によっては若干減っている市町村もあると思いますが、その状況についてはどんなものなのか、お聞かせ下さい。

それから、歳出の、まあ医療給付費で、被保険者の伸びとか5年間の伸び、それから診療報酬の、28 年度診療報酬の改訂というのはマイナスの方向での改定となりますのでそれほど影響はないのではないかと思います。平成 26 年度の決算につけられた主要施策の成果報告書などでも療養給付費の状況として支給実績では、1.3、2%の増ですが、支給件数が 2.1%の増となっています。被保険者が増えると仮定、まあそれは見込めると思うんですが、療養給付費の 40 数億の、伸びるといのはちょっと私は過大な伸び率を計算にしたのでは、見込んでるのではないかと思います。その点についてもう一度、お聞かせ下さい。

それから 102 ページ 4 款の保健事業費ですが、まああの、国の基準で健診内容が、項目が決められてるということで、例えばはじめから貧血とか心電図など基本健診項目に加えることはできないし、今市町村がやっているように無料で健診をするよつという、特定健診の場合は無料という市町村もあるのですが、そんなことは、に、国の方針に従わないといけないのでということだと思ふんですが、ただ、昨年 7 月の議会で同僚議員が質問し提案したように、市町村に委託すれば集団健診が可能ではないかということ、そうすれば受診率が上がるのではないかと思うという質問があったんですが、そういうことについては検討されたのかどうかお伺いしたいと思います。以上。

○議長 はい。当局より、答弁をお願いします。

○事務局長 はい。

○議長 事務局長 富永久君。

○事務局長 11 番、田代議員の再質疑にお答えします。

まず、1 点目の被保険者数について市町村にバラツキがあるのではないかというご質問でございます。今手元に詳しい詳細のあるものについて、ちょっと資料を持ち合わせてございません。大変申し訳ございません。ただ記憶するには、確かに対象者が減っている市町村もございますし、逆にまあ増えている市町村もございます。そういったところで、かなりのバラツキがあるものというふうに認識してございます。

次に、療養諸費で対前年度比についての再質疑でございます。この歳出にあたりましては、先ほども申し上げましたが、直近5年間の1人当たり医療給付費の伸び率を1.2%のプラスと見込んでいます。次に、平成28年度診療報酬、全体ではマイナス1.0%、それから、そういったこと、それに加えて、そういうことで、医療費の総額は1人当たり対前年度比率見込みとして、プラス0.1%と見込み、その結果が、42億円の増額になったものと考えてございます。

次に、集団健診について、7月の議会の答弁以降何か実施されたのかというご質問でございます。私ども、けん、各市町村の保健師さんとの協議を持つ場を設けてございまして、その中で集団健診の実施についてということで、議題として検討を始めたところでございます。ただまあ市町村によりましては、その負担金の問題であったりとか、国保で実施しているものを、すぐに後期高齢者医療の被保険者が対象として組み入れられるのかということについては、まああの、すぐにはまあ対応できないというようなことであろうと思います。以上でございます。

○議長 はい。はい、再々質疑。

はい、田代哲郎君。

○田代議員 保険給付費のことについてですが、たとえば、26年度と25年度の決算で、高額医療、療養費というのを比較すると、1.96%の減ということになってますし、高額介護合算療養費も0.57%の減ということに計算ではなりません。ですからまあ一般的に今まではその重症化とか医療の高度化で給付が増えるというふうに説明されてきたんですが、特にあの後期高齢者医療については、そういうこともあまり増える要因にはなっていないのではないかというふうに思います。それから私、紀美野町から派遣されているんですが、紀美野町での国民健康保険の医療費をみると、前期高齢、74歳までの高齢者は、紀美野町は全県下で断トツに高いんです。1人当たりの医療費が。ところが、このデータヘルス計画で25年度の状況を見てみますと、必ずしも、1人当たりの医療費が紀美野町の場合は全県下で断トツに高いということではなくて、他の自治体よりも低い状況にあるので、後期高齢者の場合、被保険者が増えてもそのまま受診行動に結びつくかどうかというのは、非常に直近5年の、受診状況とかを審査した上でというふうにおっしゃってるんですが、そのまま結びつくものではないというふうに私は考えるんですが、その辺についてはどうなのかお伺いいたします。以上です。

○議長 はい。当局より、答弁をお願いします。

はい、事務局長 富永久君。

○事務局長 療養費の伸びについての再々質疑でございます。私ども事務局の、が、事務方が予算計上する際にあたりまして、その、予算計上の、何を元に予算計上するかといいますと、当然、その今までの医療費の動向であったり、被保険者数の伸びであったり、そういったものを加味しながら予算計上をしていくのが当然のことであるというふうに認識しております。ですので、直近5年間という長いスパンの中で、保険、1人

当たりの医療費の給付率を見込み、その金、数値がプラス 1.2%となったということでございます。以上でございます。

○議長 はい。次に、12 番、東芝弘明君。

○東芝議員 まずは 94 ページです。94 ページの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、この 9 割軽減と 8.5 割軽減の今年度の対象者数がそれぞれ何人になるのかご説明下さい。

95 ページの特別高額医療費共同事業交付金については、昨年度と比べてマイナス 268 万 3 千円ということですが、減となる要因についてご説明下さい。

96 ページです。準備基金の繰り入れの関係ですが、今年度 10 億 9,781 万 8 千円ということで、28 億円の残高の中からこれだけの金額を繰り入れるということになりました。で、来年度は残りの額を繰り入れることになると思われますが、どうしてこういう繰り入れ方になるのか、考え方をお示し下さい。

98 ページです。98 ページの一般管理費の役務費のところ、通信運搬費について 3,495 万 3 千円が 4,122 万 9 千円ということで伸びます。で、どうして伸びるのかご説明をいただきたいと思います。

それと 99 ページのマイナンバーの関係ですが、マイナンバーのシステム導入委託料で 1,672 万 7 千円ということですが、後期高齢者医療制度でマイナンバーの提示が必要になる事務というのはどのようなものがあるのかご説明いただきたいということと、もうひとつはその広域連合の事務局の中で、マイナンバーというのはどのように活用されるのか、この 2 点ご説明をいただきたいと思います。

で、100 ページのところですが、療養給付費のところ、この療養給付費については予算ベースで昨年と比較すると 3.2%増ということで先ほどから、まあ色々質疑がありました。で、私が聞きたいのは、保険料算定の 1 月の末の説明会の時に、医療給付費の伸びが平成 27 年度 2.86%伸び、28 年度は 0.18%伸びるとい推計を示されて、その時はまあ 3 年間の推計を示されたんですけども、それで今回のこの保険料の設定が行われたということですが、お聞きしたいのは、今年度の予算と説明会のときに示された推計との関係についてご説明をいただきたいと思います。

で、最後に 102 ページです。健康診査にかかわってですが、田代議員が色々聞かれましたので、私の方からは健康診査の、この一般健診と歯科健診の今年度の目標、お示し下さい。

○議長 はい、当局より、答弁をお願いします。

はい、事務局長 富永久君。

○事務局長 12 番、東芝議員の質疑にお答えします。議案第 11 号、特別会計予算について 8 点ございます。

まず、1 点目の 9 割軽減と 8.5 割軽減の対象者はそれぞれ何人かとのご質問です。平成 28 年度賦課見込みでは 9 割軽減対象者が 3 万 9,733 人、8.5 割軽減対象者が 3 万 3

百じゅう、31人と見込んでおります。

次に2点目、特別高額医療費共同事業費交付金が減額予算となった要因は何かとのご質問です。特別高額医療費共同事業の対象は、国民健康保険中央会により診査された1件あたり400万円を超えるレセプトで、当該レセプトの200万円を超える部分について財政調整されるものでございます。特別高額医療費共同事業交付金の予算額は過去の実績を参考にして計上しておりますが、年度毎の変動が激しい状況が続いております。平成27年度予算は、平成26年度第1期交付実績額と、平成25年度第2期交付実績額を合計した額をもとにして計上しておりますが、より実績に近い積算をするため、平成28年度は平成27年度見込みを含めた直近6年間の対象レセプト1件当たり平均交付額に、平均件数を乗じて算出した額を元にして計上してございます。この結果、平成28年度予算は前年度と比較して268万3千円減額となったものでございます。

次に3点目、後期高齢者医療給付費準備基金残高の見込み28億円に対し、平成28年度10億9,781万8千円を繰り入れて予算編成している理由についてのご質問でございます。この件につきましては、実際の会計運営としての予算計上における基金の繰り入れ方法と保険料率の算定における基金の繰り入れ方法とは、計算方法が異なるものでございます。予算の計上においては、医療給付費、保健事業費等の歳出合計と国・県・支払基金等の負担分に保険料の収入見込み額を加えた歳入合計との差額が財源不足となるため、基金からの繰り入れで補てんすることになります。平成28年度は医療給付費等の見込額が平成29年度より低く、2年間の合計で料率算定した保険料収入額が相対的に大きくなることや、他の各財源の状況を勘案し、結果的に不足する10億9,781万8千円を計上したものでございます。一方、保険料率の算定については2か年度分の医療給付費、保健事業費等の費用見込額と、国・県・支払基金等の負担分に、基金残高28億円を加えた収入見込額との差額を保険料必要額として算定するものでございます。

次に4点目、役務費の通信運搬費が349万3千円から4,122万9千円に伸びている要因はどうかのご質問です。通信運搬費が増額した主な要因は新規に計上したマイナンバー情報連携の回線利用料491万4千円でございます。この回線利用料は、厚生労働省が設置する国保中央会管轄の情報連携用医療保険者向け中間サーバーへ接続するため、その集約拠点までの専用回線ネットワークの新設に伴う初期導入費用と経常費用としての利用料、保守料でございます。

次に、5点目の後期高齢者医療制度でマイナンバーの提示が必要になる事務はどのようなものがあるのかとの質問です。市町村窓口での各種申請時にマイナンバーの提示が必要となりますが、主なものとしたしましては、被保険者資格取得届出、基準収入額適用申請、食事療養差額支給申請、高額療養費支給申請などがございます。

次に6点目、広域連合でマイナンバーはどう活用されるのかのご質問でございます。現在のところ活用は予定していません。今後の活用予定としましては、厚生労働省から正式な通知がないため明確な回答はできませんが、平成29年7月以降に情報提供ネッ



トワークシステムを用いて、他広域連合との資格情報等を情報連携することとされております。

次に7点目、保険給付費の予算額と保険料率算定時の1人当たり医療給付費の伸び率との関係はとのご質問です。保険給付費の予算の総額は、保険料の算定時に算出した医療給付費約1,356億円に審査支払手数料と葬祭費を含めたもので、平成28年度と平成27年度の当初予算同士を比較した伸び率は、3、約3.2%でございます。また、保険料率の算定時に算出した平成28年度の医療給付費は、平成28年度の1人当たり医療給付費の伸び率として、直近5年間の平均伸び率と、診療報酬実質改定率から算定した0.17%に入院時食事療養費の見直しによる影響額等0.01%を加算した0.18%の伸び率により算定したものでございます。なお、平成27年度1人当たり医療給付費伸び率2.86%につきましては平成27年度の医療給付費の決算見込額を元に算出し、平成28年度の1人当たり医療給付費伸び率見込みの基礎としたものでございます。

最後に8点目、健康診査の予算、目標、事業内容はとのご質問でございます。健康診査事業は、医科健康診査、それから平成28年度から実施の歯科健康診査、人間ドッグ補助事業の3事業があります。医科健康診査は生活習慣病を早期発見し、適切に医療に結び付けていくため、全被保険者の方を対象に問診、血液検査、尿検査などを行うもので、事業は和歌山県医師会へ委託し、委託料として1億8,750万円を予算計上しています。歯科健康診査は、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、75歳、80歳、85歳及び90歳以上になられた方を対象に、歯や歯肉の状態、口腔清掃状態などを検査するもので、事業は和歌山県歯科医師会へ委託し、委託料として2,128万5千円を予算計上しています。人間ドッグ補助事業は、市町村が実施する脳ドッグ、人間ドッグ事業に対し、広域連合から補助金を交付するもので、ドッグ事業補助金として3,500万円を予算計上しています。なお、それぞれの事業目標は、今年度作成しましたデータヘルス計画で成果目標として、医科健康診査は受診率を平成28年度13%、平成29年度15%とし、歯科健康診査は受診率を平成28年度は10%、平成29年度15%としています。また、人間ドッグ補助事業につきましては、実施市町村数を平成28年度22市町村、平成29年度23市町村を目標としております。以上でございます。

○議長 はい。再質疑ありますか。

はい。東芝弘明君。

○東芝議員 はい、12番。大体わかりました。それでお尋ねをしたいのは、この96ページのこの基金の繰り入れ方なんですけど、答弁でわかりましたのは、この全額取り崩して保険料の算定を行うというのは、考え方ということですよ。それで実際のこの基金からの繰り入れ方というのは、この不足額を基金で補うということで、28億円の中で10億9,781万8千円という予算計上になったということです。で、この考え方でいきましたら、29年度の予算編成の時に、残りの18億円近くの基金が取り崩されるかどうかというのは会計の状況によるということで、場合によっては8億円なにがしが余

る、取り崩さないで残るということも考えられるということになるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

で、それと非常にかかわっていると思うのですが、保険料の給付の実際のこの予算計上が前年度比で、医療給付の関係でも 3.2%、保険給付全体でも 3.2%ということで、実際にこの保険料を算出していった時の計算の数値とは、どうもこの実績ベースでみたら違ってくるということがここでもおこらざるを得ないのかなというふうに思います。で、それで、今年度 3 点お答えいただきたいのは、今年度予算ベースで 3.2%伸びて、先ほどの補正予算では、決算ベースで言うたら 4. 何%か伸びる、この医療費の推計になったということと言いましたら、今後 2 年間の医療費推計というものは、この予算ベースで言えばどういう数値をお持ちなのかということ、わかればお答え下さい。

○議長 はい。当局より、答弁をお願いします。

○事務局長 番外。

○議長 事務局長 富永久君。

○事務局長 12 番、東芝議員の再質疑にお答えします。準備基金、残高 28 億円の投入について平成 29 年度は取り崩さず、そのまま、まあ残った状態になるのかというようなご質問であったかと思えます。

え、じゃないですか。

○東芝議員 あの 18 億円全部入れる事にはならないのかという。

○事務局長 あ、そうですね、あの 18、現状のところ、10、約 11 億、それから約 27 億投入する計算でしておりますが、先ほど東芝議員が質問されたように、平成 28 年度の予算状況を見た中で、その金額が変動してくるといふふうに考えてございます。ですので、取り崩さずにそのまま残る場合もありますし、それ以上に取り崩して補てんする場合もございます。以上でございます。

○議長 答弁漏れちゃう。

○総務課長 議長、番外。

○議長 はい。総務課長、一岡真成君。

○総務課長 はい。12 番、東芝議員の再質疑にお答えします。医療費の動向見込みということによろしかったですか。

あ、はい。医療費の動向見込みということですが、平成 28 年度は 1,356 億円、医療給付費等の総額として 1,356 億円を見込み、平成 29 年度は 1,415 億円を見込んでございます。これは、前年度に比較して 28 年度で 2.32%、29 年度で 4.35%の伸びとなっております。先ほどから保険料の算定の際に 5 年間の伸び率を元に計算したということをご説明しておりますが、5 年間の中でも平成 27 年度はどちらかというところの上昇の傾向にあるものでございます。その影響で 5 年間の伸び率が 1.2%となっているものでございます。以上でございます。

○議長 はい。再々質疑ありますか。

はい。東芝弘明君。

○東芝議員 基金の繰り入れ方については、まあ、ひとえにこの医療を含む保険給付費の状況によるということですね。で、場合によっては取り崩さずに基金が残るということも来年度予想されるというふうに理解いたしました。まあ、後期高齢者の医療の、この事務局としてはおそらく、この残りの18億円が全部繰り入れても足らなくなって繰上充用しなければならないと、こういう事態は絶対に避けるという事で予算を組んでるのではないのかというふうに推測をいたします。それで、来年度この全額を繰り入れるのか、それとも残るのかという、こういう2つの選択肢でこの準備基金の繰り入れについては考えられているというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

で、この医療推計と保険料の算定の仕方が、数値の関係っていうのは結局質疑をさせていただきましたが、そこまではよく、今日のところはわかりませんでした。それで、まあ結局は、保険給付の金額については、決算ベースでどう推移してきたのかという事をみるのが1番正確な判断ができるのかなというふうに思いますので、できましたら、決算のときにですね、まだ歴史浅いですから、この8年間の医療費の推移と、それから後期高齢者の広域連合がどういう推計を行って、どういう結果になってきたのかという、そういうこの一覧表みたいなものを作成をして、議会に提出していただければ、理解を深める力になるのかなというふうに思います。その点について、そういう資料の作成をしていただけるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長 はい、答弁願います。

○事務局長 番外。

○議長 事務局長 富永久君。

○事務局長 東芝議員の再々質疑にお答えします。1点は、基金を残る見込みとして算定しているのではないかとのご質疑であったかと思いますが、決してそのようなことはございませんでして、歳入歳出ゼロベースで予算を組んでございます。

次に、資料の作成につきましては、次の7月の議会には提出できるというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長 はい。以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。12番、東芝弘明君。

○東芝議員 一般会計と特別会計は、後期高齢者医療制度の一連の会計なので、2つの会計に対する反対討論については、特別会計のところで合わせて行います。

平成28年度は、2年に1度の保険料改定の年度に当たります。日本共産党の議員は、平成27年7月議会のときの26年度決算を踏まえ、30億円近い剰余金が発生していることを指摘をして、保険料は抑制できるという指摘を行いました。9月になると国の被保険者の推計と医療給付費の推計が示されました。それを受けて、保険料の抑制は一層

可能だという確信を強めてまいりました。今年1月末、県広域連合は、後期高齢者医療給付準備基金の残高が28億円になる見通しだと報告しました。その結果、平成28年度予算に組み込まれた保険料は、被保険者1人当たり、所得割率で0.83%増、均等割額で553万円減となり、軽減拡充後の1人当たりの平均保険料は、マイナス1,456円となりました。年金収入が200万円以上の方々においては保険料アップとなりましたが、1人当たりの保険料が5万円を少し超える76%以上の方々には減額ないし据え置きとなりました。保険料が減額ないし据え置きとなったのは、初めてのことだと思われまます。県広域連合が、私たちの提案も受けとめ、保険料負担の抑制への努力を行ったことを率直に評価いたします。4分の3以上の被保険者の保険料が抑制されたことは、極めて喜ばしいことだということです。日本共産党は、今後も制度の廃止を求めつつ、現行の制度内で改善につながる積極的な提案や、積極的な提案を行っていくものです。

会計全体に反対する理由は、75歳以上の高齢者を特別の保険制度に囲い込み、高齢者人口が増えるに従って、医療の負担を実感していただくという制度の仕組みそのものにあります。今回は保険料の値下げが実現しましたが、後期高齢者医療制度は、時間が経過するにしたがって、高齢者への負担を強いる許しがたい差別と国民分断の制度であるという本質は変わりません。すでに来年度は、特例軽減の廃止がなされようとしています。後期高齢者の収入が極めて低いため実施されてきた特例軽減の廃止は、制度の根幹にかかわる深刻な問題です。消費税増税、特例軽減廃止、年金の削減という中で高齢者の生活はますます厳しくなります。高齢者に直接保険料負担と医療費の一部負担を強いる後期高齢者医療制度は廃止すべきだということを訴えて、私の反対討論といたします。

○議長 はい。以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

[討論なしと言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第11号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 はい。起立多数であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第15、議案第12号、平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)の質疑・討論・採決を行います。質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[討論なしと言う人あり]

○議長 はい。討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第12号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 はい。起立全員であります。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第 38 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なしと言う人あり〕

○議長 はい。ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により、すべて議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。寒さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただき、ご健勝で、広域連合発展のため、ご精進くださらんことをお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○広域連合長 議長、番外

○議長 はい。広域連合長 田岡実千年君。

○広域連合長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、熱心かつ慎重にご審議をいただき、提出議案全てにご賛同いただき、厚くお礼申し上げます。今後も後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実、安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員の皆様には、健康に十分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 これにて平成 28 年 2 月 10 日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合会議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後 3 時 45 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 畑 昭 二

署 名 委 員 黒 原 章 至

署 名 委 員 所 順 子